

平群町浄化槽設置整備事業補助金交付申請について

補助対象地域

下水道法で認可を受けた下水道事業計画区域、農業集落排水事業区域及び集中浄化槽区域以外の区域。
ただし、下水道の整備が当分の間（概ね7年以上）見込めない下水道事業計画区域にあってはこの限りでない。

補助金交付要件

- ア 自ら居住する専用住宅に設置し既存の単独処理浄化槽及びくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換に係る本体及び設置工事。
イ アの工事に付帯して行う宅内配管工事で、既存家屋の建替えを伴わないもの。
ウ アにより設置された合併処理浄化槽への転換により使用を廃止する、単独処理浄化槽及びくみ取り槽の撤去工事。ただし、次に該当する方は補助を受けることができません。

- 1 浄化槽法（第5条第1項）に基づく設置の届出の審査又は、建築基準法（第6条第1項）に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置するもの。
- 2 住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者。
- 3 販売、又は利益を目的に合併処理浄化槽付で住宅等を建築する者。
- 4 町が定める期間内に、合併処理浄化槽を設置しない者。
- 5 合併処理浄化槽が設置された家屋からの全部転居（前住所が平群町内）の者。（分家などの一部転居は除く）

補助金の額

補助金の額はそれぞれの実支出額と国が定める基準額のいずれか少ないほうとし、基準額は次のとおりです。

	通常型	窒素orリン除去型	窒素&リン除去型	BOD除去型	宅内配管工事	撤去工事
5人槽	332千円	360千円	528千円	489千円	（宅内配管と撤去は	上限12万円
6～7人槽	414千円	462千円	693千円	654千円	人槽に関係なく一律で）	（単独処理浄化槽）
8～10人槽	548千円	585千円	963千円	903千円	上限30万円	上限9万円

上記の金額に平群町独自補助として10万円を加算（くみ取り槽）

交付申請書類

申請には、以下の書類をそろえて提出してください。

- 1 補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し、建築確認通知書の写し（建築確認を必要としない場合は不要）
- 3 設置場所の見取図
- 4 納税証明書（申請時に町外に住まれている方は必要ありません。）
- 5 住民票の写し（前住所が記載されているもの）
- 6 転居（前住所が平群町内）の場合は、前住所地での排水処理が合併処理浄化槽でないことが確認できるもの
- 7 土地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）直近のもの
- 8 住宅等を借りている方は、賃貸人の承諾書
- 9 浄化槽認定書、構造図及び型式適合認定書
- 10 登録浄化槽管理票（C票）
- 11 浄化槽法第7条に基づく浄化槽水質検査及び定期検査の依頼書の写し又は領収書の写し
- 12 浄化槽法第11条に基づく法定検査3年分の領収書の写し
- 13 設置費及び撤去費並びに宅内配管それぞれの明細がわかる工事費明細書の写し
- 14 その他必要書類（誓約書・確約書・設置工事に関する覚書・設置形態について）

変更承認申請

交付決定を受けた後、補助金交付申請内容の変更もしくは、補助事業の中止又は廃止及び期間内に設置完了しない場合は、変更承認申請書（様式第4号）をすみやかに提出し承認を受けてください。

実績報告書類

事業完了した日から30日以内（変更承認を受けた場合も同等）又は、1月31日のいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。※期日までに実績報告を提出しなければ補助金を受け取ることはできません。

- 1 実績報告書（様式第5号）
- 2 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- 3 浄化槽設備士により、県へ届出、受理された浄化槽設置工事完了報告書及び浄化槽設置工事施工監理報告書の写し
- 4 設置費及び撤去費並びに宅内配管費それぞれの明細がわかる工事費の請求書又は領収書の写し
- 5 設置及び撤去並びに宅内配管工事の着工前から完了までの工程写真
- 6 単独浄化槽及びくみ取り槽の撤去が伴う場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- 7 県へ届出、受理された使用開始報告書の写し及び単独処理浄化槽の廃止が伴う場合は廃位届の写し
- 8 保障登録証（市町村用）
- 9 その他必要書類（提出書類が生じた場合のみ）

現場検査

補助対象者は、実績報告書の提出後現場検査を実施します。

検査内容：合併処理浄化槽並びに各排水設備の適正確認

※排水設備の確認のため建物内に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

現場検査結果及び実績報告書類の審査を行い条件等適合すると認めた場合は、「補助金交付確定通知書」を通知し補助金を交付します。

ただし、以下に該当するものは取り消し及び返還を要します。

- 1 不正手段により補助金を受けたとき。
- 2 補助金を他の用途に使用したとき。
- 3 補助金交付の条件に違反したとき。

取扱窓口・お問合せ先

〒636-8585

奈良県生駒郡平群町吉新1丁目1番1号

平群町役場 都市建設課 下水道係

TEL 0745-45-2077

浄化槽設置整備補助金交付までの流れ

申請書の提出

対象地域及び交付条件を確認のうえ必要書類を添付して申請をしてください。

交付決定の通知

申請内容の適正審査後通知します。
尚、条件に該当しない場合は不交付決定通知します。

変更申請

交付決定を受けた後申請内容に変更、中止、廃止、及び期限内に工事完了しない場合は、申請が必要です。

実績報告書の提出

事業完了後、30日以内もしくは、1月31日のいずれか早い日に提出してください。

現場検査

実績報告書の提出後すみやかに現場検査を実施いたします。
また、排水設備の確認のため建物内に立ち入ることがありますのでご協力をお願いします。

確定の通知

実績報告書及び現場検査内容の適正審査後、補助金の交付日と併せて通知します。

合併処理浄化槽の維持管理について

汚水処理性能をもつ合併処理浄化槽の構造は、正しい使い方と維持管理を行えば本来の機能を十分に発揮します。しかし法定検査や維持管理を正しく行わなければ、浄化槽の故障はもとより水質が悪化し悪臭が発生しますので、必ず受けてください。

法定検査

適正な維持管理及び本来の浄化槽機能が十分に発揮されているかを確認します。浄化槽を使い始めて3ヵ月経過してから5ヵ月間に行う検査（7条検査）と毎年1回行う定期検査（11条検査）が義務付けられています。

検査機関

（社）奈良県環境保全協会
TEL 0745-22-5161

保守点検

装置が正しく作動しているかを点検し、装置の調整・修理、汚泥の状況を確認し清掃時期の判定や消毒剤の補充を行います。
浄化槽法では4ヶ月に1回以上行うよう義務付けられています。

保守点検業者

奈良県の許可を受けた業者へ依頼ください

清掃

浄化槽に流れ込んだ汚水は浄化される過程で汚泥やスカムといった泥の固まりが生じます。これらを槽外へ引き抜き、機械類を洗浄・掃除する作業を年1回以上義務付けられています。

清掃業者

平群町の許可を受けた業者へ依頼ください

廃止届

廃止する日から30日以内に県所管の機関に届けをしてください。
届けをしないと、過料が科せられることになります。

届け出機関

奈良県・景観環境総合センター
TEL 0744-47-3790